

■ 第1回新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：平成25年8月8日（木）午後3時～

場所：新潟市役所 第1分館5階501会議室

（司会：武者市民相談室長）

定刻となりましたので、ただいまから、第1回新潟市人権教育・啓発推進委員会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、広聴相談課市民相談室長の武者と申します。事務局を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、広聴相談課佐藤課長より、あいさつを申し上げます。

（佐藤広聴相談課長）

広聴相談課長の佐藤と申します。

本日はお忙しい中、また、暑い中、貴重なお時間を割いてご出席いただき、大変ありがとうございます。皆様には日ごろより人権教育・啓発に関してご理解、ご協力いただきまして、感謝申し上げます。このたびの委員会の設置に関わり、人権に関わる団体から推薦していただいた方につきましては、委員を快くお受けいただき、ありがとうございます。また、一般公募で選ばれましたお二人の方につきましては、人権に関心を持ってご応募いただき、ありがとうございました。

この委員会は、本市の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、新たに設置したものです。今のところの予定としては、本年度に意識調査を行って、引き続き、来年度には本市の人権教育・啓発推進計画を見直していきたいと考えています。

皆様の任期は、平成27年6月30日までの約2年間となりますので、なにとぞご協力をよろしくお願いいたします。皆様方には、本年度中に、今日も含めまして3回お集まりいただき、専門的なお立場から、また、市民の代表として活発なご意見をいただきたいと思っております。本日は、よろしくお願いいたします。

（司会：武者室長）

まずは、お手元に配付しました資料の確認をお願いいたします。最初に次第でございます。1枚物になっております。その次に、資料1として委員会名簿でございます。資料2として、本日の席次表になっております。資料3としまして、本委員会の要綱になっております。資料4、傍聴券になっております。傍聴に関する要領が下のほうに書いてあります。資料5、年間

のスケジュールになっております。資料6がけっこう枚数がありますけれども、意識調査の事務局案でございます。こちらが資料6とさせていただきます。次に、資料7、A3判の、だいぶ枚数がありますけれども、23ページに渡るものでございます。人権に関する市民意識調査『比較』となっておりますけれども、他の政令指定都市と比較したものでございます。次に、資料8、同じく比較表でございますけれども、今度は県内他市と比較したものでございます。

その他、参考資料といたしまして、平成18年度、19年1月となっておりますが、新潟市人権に関する市民意識調査の報告書となっております。少し分厚いものでございますけれども、添付させていただきました。次に、当市の人権教育・啓発推進計画の冊子でございます。最後に、国の人権教育啓発に関する基本計画となっております。一部変更の部分が1枚物となっておりますけれども、参考資料として添付させていただきました。ご確認いただきたいと思えます。

不足されているようなところはおられますか。大丈夫でしょうか。ないようでしたら、また後ほどご指摘いただければと思えます。

まず、事務局から3点ほどご連絡いたします。最初にご了解いただきたい事項でございますが、本日は外部の委員からなる会、附属機関等ということでございますが、これに関する指針を設けております。その指針によりますと、法律または条例に基づいて設置するこういった附属機関ですと、委員の方々に委嘱状を発行する、また、意見集約や審議する機関と定めることになっております。一方、要項により設置する懇話会等は委嘱状を発行しない、また、意見を聴取する会議と定めております。本委員会につきましては要項により設置しているものでございますので、申し訳ありませんが、委嘱状は発行しないということ。また、ご意見をお聞きする会議という位置づけで開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、お勤め先の関係等で書類等が必要だということでございましたら、お申し出いただければご相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

二つ目でございます。資料4をごらんください。こちらに傍聴券となっておりますけれども、附属機関等の会議は原則公開ということにしております。個人情報に係るような場合は全部または一部非公開ということにはなるのですが、本委員会につきましては、公開ということにさせていただきます。本来ならば、事前に皆さん方にご了解をいただくべきものでございますけれども、初回から公開することということで、前提で進めさせていただいておりますのでご了解いただきたいと思えます。本日は、本来、5名様まで傍聴を受け付けますということにして、市報等にも募集はかけていたのですけれども、本日はおられないようでも、よろしく願いいたします。なお、市のホームページにも会議録や委員名簿等を掲載させていただきますので、それも併せてご了承いただきたいと思えます。

会議録作成の都合上、レコーダーで取らせていただきますので、その辺も併せてよろしくお願いたします。

三つ目でございます。本日提出していただいております、この連絡票でございますけれども、何か連絡事項や発送するものがありましたらこちらにお送りさせていただきますので、よろしくお願いたします。なお、振込先、報償金につきましては、こちらの記載していただいたところに振り込ませていただきますので、よろしくお願いたします。源泉徴収後ということでございます。復興特別所得税というものが追加されたようでございます。10.21パーセントの源泉徴収となるようでございますが、よろしくお願いたします。

今までの中で、何かご質問がありましたらお願いたします。

よろしいでしょうか。それでは、次第に戻りまして、次第3の委員自己紹介等とありますけれども、(2)まで終了いたしました。(3)から進めさせていただきたいと思っております。お手元に名簿や席次表もお配りしたところでございますが、本日は初めての顔合わせということもございいますから、皆様方から、簡単でけっこうでございますので、自己紹介を一言ずつお願したいと思っております。それでは、こちらの順で大変失礼ですが、相庭さんからお願いできますでしょうか。

(相庭委員)

こんにちは。新潟大学教育学部で社会教育精神教育学を勉強しております、相庭と申します。よろしくお願いたします。

(高橋委員)

ごめんください。2番目の新潟市立亀田東小学校校長の高橋いずみと申します。よろしくお願いたします。

(伊原委員)

新潟県弁護士会の弁護士の伊原と申します。よろしくお願いたします。

(田邊委員)

新潟市の人権擁護委員をしております、田邊貞子と申します。よろしくお願いたします。

(室橋委員)

新潟県人権・同和センターで事務局を仰せつかっております、室橋でございます。よろしくお願いたします。

(吉田委員)

東区社会福祉協議会の吉田と申します。よろしくお願いたします。

(渡辺委員)

連合新潟地域協議会の渡辺と申します。よろしくお願いたします。

(神林委員)

一般公募の神林綾子と申します。

人権教育では、教育関係の仕事をしていたときに携わっていました。もう人権に関わることはないとは思っていたのですが、昨今のいろいろなこと、社会を見ていると心が痛むことがたくさんあり、広報を見て応募させていただきました。一緒に勉強させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(小林委員)

同じく、一般公募の小林利花子と申します。

個人で小さな学習塾をやっているのですが、子どもたちと接していて、人に対する態度やそういうものを、日々、これでいいのかなということを感じていまして、小学校とか小さいころから人権というものを考えて、相手に対する思いやりのようなものをもっと育んでいかなければならないのではないかと感じていまして、今回、この公募を見まして参加してみたいと思って応募しました。私も勉強したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

(司会：武者室長)

ありがとうございました。

事務局からお願いします。

(事務局：加藤)

広聴相談課市民相談室の加藤といいます。事務局ということで、皆さんから意見を聞かせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。お世話になります。

(司会：武者室長)

事務局は二人で努めさせていただきますので、何なりとご連絡をよろしくお願いいたします。お世話になります。

それでは、次第の(4)、委員長及び副委員長の選出とさせていただきます。資料3をごらんいただきたいと思えます。このたびの委員会の開催要綱でございます。第6条で委員長及び副委員長ということで、第6条に、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の互選によりこれを定めるとさせていただきます。

皆様方の中から、どなたかご推薦なり立候補していただければと思っております。いかがでしょうか。今、自己紹介もあったところでございますけれども、この人と思われるような方がおられたら推薦をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(室橋委員)

事務局案はありますか。

(司会：武者室長)

ご推薦がないようですので、事務局案を提示させていただきます。委員長として、社会教育、生涯学習に精通しておられる新潟大学の教授であられる相庭委員を、それから、副委員長には、亀田東小学校校長先生であられる高橋委員を提案させていただきたいと思いを。いかがでしょうか。

(拍手)

(司会：武者室長)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様方の同意を得たということで、委員長を相庭委員に、副委員長を高橋委員にお願いしたいと思いを。今後の運営等につきまして、よろしくお願いをいたします。

それでは、これ以降、委員長から進行をお願いしたいと思いを。よろしくお願いをいたします。

なお、本日の会議は午後4時半までを予定しております。よろしくお願いをいたします。

(相庭委員長)

それでは、よろしくお願いをいたします。

改めて、委員長を務めさせていただきます相庭といいます。私は社会福祉協議会の座長もやっているので、私のやる委員会は時間通りに終わったためしがないということなので、なるべく余計なことを考えず、新潟市人権教育・啓発推進のことにまっしぐらに会議したいと思っております。委員の皆様方、ご協力よろしくお願いをいたします。

それでは、お手元の議事次第に則しまして、議事を進めていきたいと思いを。まず、事務局からの説明ということで、二つ用意されているようでございます。①年間スケジュールについてということと、②人権に関する市民意識調査についてでございます。事務局から、①をよろしくお願いをいたします。

(事務局：武者室長)

お手元の資料5をごらんいただきたいと思いを。こちらの年間スケジュールでございます。冒頭、課長のあいさつのところで、平成27年6月まで皆様方の任期ということでございますけれども、まず、今年度につきましては、こういった内容で進めさせていただければということで、スケジュールを記載させていただいております。

上のほうからでございます。今年の5月にこの開催要綱を制定いたしました。8月、本日8日でございます。第1回の委員会を開催するということでございます。こちらは意識調査の質問項目を検討していただければというものでございます。9月に2回目の委員会、こちら意識調査の質問項目を検討していただければと考えております。そして、11月ごろに人権意識調査を実施して、1月ごろにその成果の報告、成果品を納入してもらって、2月ごろにまた皆様

方にお集まりいただいて、3回目に委員会を開催するという事です。それで、3月には意識調査の結果と、また、皆様方のご意見などもとりまとめながらホームページに掲載させていただければと思っております。また、来年以降は引き続きということにさせていただいているのですけれども、まず、今年度につきましては、このような形でやらせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(相庭委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局よりご説明がございました、年間スケジュールについてでございますが、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

あまり関連はないですね、別にこういうようにやるという話ですから。

(事務局：武者室長)

はい。申し訳ございません。内容も説明しないままスケジュールというのも大変恐縮ですけれども、よろしくお願いいたします。

(相庭委員長)

続きまして、人権に関する市民意識調査についてということでございます。多分、目的とか実施する背景とか、その他、市の方針、方向性等についてご説明があるのではないかと思います。それと、この委員会の役割の説明を重点的にお願いいたします。

(事務局：武者室長)

1点目の市民意識調査の目的、実施する背景というところを、まず、説明させていただきたいと思えます。本市の人権啓発推進計画の冊子をお出しいただきたいと思えます。最後のところ、33ページ目をごらんいただきたいと思えます。これは本市の推進計画ですけれども、表紙にあります、平成20年3月に策定した計画でございます。

これを作ったときにどういう動きをしたかというのが、こちらに策定までの経過ということで記載しております。こういった策定委員会という委員会だったのですけれども、都合、計10回ありました。最初の1回目と2回目につきまして、まず、意識調査をやろうではないかと。その中で、意識調査、どのようなことを聞けばいいのだろうということを少し揉んでいただきました。それから、3回目から5回目までを、意識調査結果について内容を勉強していただいたということです。それから、6回目から10回目までに、計画を練っていただいたという経緯があります。

当初は、初めて計画を策定するという事で、策定委員会、調査票の検討から入っていったわけですけれども、主に先進市である横浜市で人権に関する意識調査を行いました。ある程度それに基づいて、新潟市でやったという経緯があるようでございます。

次に、32 ページをごらんください。こちらが啓発推進計画の大系ということで図に示しているものでございます。一番上に、新・新潟市総合計画となっております。その下に、真ん中に記載があります新潟市人権教育・啓発推進計画となっております。その右上に、少し小さくなっている、各分野別の計画として、新潟市教育ビジョンですとか男女共同参画計画ですとか障がい者計画だとかそういったものがあるという、有機的に連動しているのだということでございます。

ちなみに、真ん中の人権教育・推進計画の下の方は、計画の内容を括弧書き状態で書いてあるものでございます。こういった中で、一番上に記載があります、四角で囲ってあります新・新潟市総合計画につきましては、平成 19 年に策定いたしまして、平成 26 年までの計画となっております。来年が平成 26 年度になるものですから、新・新潟市総合計画につきましても平成 26 年度まで。それに総合計画の趣旨を反映して、人権推進計画を策定している関係上、うちの計画自体も平成 26 年度までで、まず、それに併せて、また見直しを図る必要があるのかなというところがございます。見直しを図るに当たっては、最初に、市民の方々の意識がどの程度なのだろうという、どういうところに重きを置いて計画を作らなければならないのだろうかとかそういうものを見極めるために、意識調査を実施したいというものでございます。

2 点目の、意識調査を実施するに当たっての市の方針、方向性ということでございます。こちら、まず、1 回目に意識調査をやりました。それと比較する必要があるのではなかろうかということで、基本的には2回目もほぼ1回目と同じような意識調査をやりたいという気持ちはあります。ただし、年数が経過しておりますので、言葉が少し違っているとか表現上の修正なども必要だと思いますし、やはり、いろいろな人権問題、新しいものが出てきたという中で、このようなところはやはり追加してもらいたいということもあろうかと思っております。そういうものを加味しながらも、やはり、意識調査ですと回収率というものが非常に重要だと思っております。あまりたくさん聞いても、ボリュームを多くしても回収率が悪いと何もならないのかなというところがあるかと思っておりますので、その辺を注意しながらやらせていただければと考えております。

もう一つ、本委員会の役割ということでございますが、後ほどご説明いたしますけれども、事務局案として案を作っております。それについて、皆様方からご意見をいただきたいということでございます。そのような中で、このような質問を加えたほうがいいのかとか、ここは字句が少しおかしいということ、皆様方のご経験の中でご提示いただければ、その辺を加味していきたいと思っております。

本日、いろいろな資料をお配りして、また、本日から検討してくださいと言っても、少し難しいかと思っておりますので、本日は、資料の説明とか、プラスアルファで意見交換のようなことを

していただいて、次回に内容のようなものを検討していただければと思っております。3回目は、意識調査の結果を皆様方にご報告し、意識調査の結果について検討していただくという意味合いで、今年度3回、こういった形でやらせていただければということを考えております。

(相庭委員長)

ご苦労さまでした。

ただいま、事務局より説明がありましたように、何をやるかということ、人権意識調査について、事務局がある程度固めてきた案について審議し、付け加えるべきものは付け加え、いらぬものは削るという意見を出していただきたいということが私たちの仕事です。それをまた実施結果において調査結果の確認や調査結果に対する意見交換を行い、よりよい人権計画を作っていく、助言をするというのが私たち委員会の役割であるというご説明でした。

それでは、突然集められて、これで意見を言えと言っても言えるわけがないので、お手元の資料を見ながら、ただいまの事務局のご説明に関してでもいいですし、何でもいいですが、質問、意見交換をしていきたいと思えます。

まず、ただいまの事務局のご説明についての質問から受け付けていきたいと思えます。いかがでしょうか。

(神林委員)

意識調査のことでもよろしいですか。

意識調査についてお聞きしたいのですが、対象とか抽出数とかそういったものはどのようになっているのか、お聞きしたいと思えます。

(事務局：武者室長)

まず、資料7をごらんいただけますでしょうか。一番左側に新潟市と記載がございます。これは、前回、平成18年度に行ったものでございますけれども、その一番上に18歳以上の方で2,500人を無作為に抽出いたしまして行ったものの結果でございます。有効回収率が51.8パーセントあったということでございます。今の質問の回答になるかどうか。

この次が、今のところ、18歳以上3,000人を無作為抽出して意識調査票をお送りして回答頂くということで、今のところ考えております。

(室橋委員)

基本的なところからスタートさせていただきたいと思っております。私も人権センター、1年たって、ほかの市でも協議会に関わらせてもらって、やはり、もう一度自分自身も理解しなければならなかったのは、なぜこの人権の計画を作らなければいけないのかということ、私たちは簡単に理解する必要があると思うのです。市の総合計画があつて、そこにはもっとこういう夢のような新潟市を作っていこうということがあつて、もう一方で、いろいろなことが



あって人権が守られていない人たちがいて、その個別計画ですけれども、計画をどう策定しているか。ですから、人権が守られていない人、差別を受けているような人たちをなくしていくというのがこの計画の目的だと私は理解しているのですけれども、その辺り、おさらいでひとつ事務局から簡単に説明していただきたいと思います。

(事務局：武者室長)

当市の人権教育・啓発推進計画ですけれども、2ページ目をごらんいただきたいと思います。これは室橋委員からお話があったとおりでございますけれども、こちらのほうで策定の過程ということでなっております。(1)、(2)とありますけれども、(1)では世界の動き。(2)では国内の動きということでございます。

重立ったものを読み上げていきたいと思います。世界の動きとしては、1行目、1948年に国際連合の総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するためという、世界人権宣言が採択されたということでございます。1966年には国際人権規約、真ん中辺りに、1995年から2004年までを人権教育のための国連10年ということが決議されたということもございます。2004年には国連総会において人権教育のための世界計画が決議され、2006年には障害者人権条約が採択されたという世界的な動きがあります。冒頭、人権というのは、例えば黒人迫害とかそういったものもあるのですけれども、人権としてとらえていくという世界的な動きが昭和23年、1948年ごろから徐々に動き出してきたという背景がございます。

世界の動きがそうなった中で、国内の動きということでございます。1997年に国連10年に関する国内行動計画を策定したということがありますけれども、1965年には同和対策事業特別措置法関係、そういったものが制定されました。それで、下のほうになりますけれども、2000年ですが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律ができて、これはお配りしておりますけれども、2002年には人権教育・啓発に関する基本計画を国が策定しています。この計画の中に地方行政に関する責務とかそういったものもうたわっておりますけれども、地方自治体においても人権に関する計画等も位置づけて、それに対する人権教育啓発を進めるものということであつたわっているものですから、本市におきましても、少し遅まきではございますけれども、平成20年3月にこの計画を策定したということでございます。今は平成25年ですから、来年ですと6年、7年目ということになるものですから、それに則った形で少し見直し等を図っていく必要があるだろうということで、先ほど説明した流れの中で進めさせていただきたいというものです。

(相庭委員長)

ありがとうございました。新潟市の人権教育・啓発計画を策定するに当たってのご説明でございました。

ほかにございませつか。

(室橋委員)

引き続き申し訳ありません。

なぜ私がそれをお聞きしたかという、再調査をやっていくうえで、視点として設けなければいけないものがあるのだと思っています。それは、まず、資料8と資料7の比較でも十分出てくるのですけれども、資料7は政令指定都市比較になっていまして、全国各地の項目の比較と理解していいと思います。その中であつては、正直言つて人権に関わる意識というものが必ずしも新潟県内は残念ながら高いとは思えません。思つていた前提が全部この1年間で崩されたものですから、そういった意味では、そこはきちんと懐疑的に見ながら作つていかなければならないのだらうと思っています。そういった意味では、政令指定都市比較の中では、どこに問題点があるかということを探り出す努力が必要なのだらうと思っています。もちろん、具体的な例はあとで言います。

もう一方で、資料8なのですから、これは新潟県内の主要な市の比較になっているのですけれども、そういった意味で、新潟市はいろいろな視点があつていい視点がたくさんあることからトップリーダーとしての計画を、やはり、調査をしながら計画を作り直すという課題があるのだと思いますから、そういった視点でこの資料8を見ていく必要があるのかなと思っています。そのところは、作られた事務局のほうでどのようにお考えかお聞きしたいと思ひます。

(事務局：武者室長)

引き続きありがとうございます。大変、新潟市を他政令指定都市と比較すると必ずしも人権教育・啓発に関しては先進市ではないというお話も頂いているところでございます。この中で、他市の状況なども勉強させていただきながら取り組んでいるところでございます。もちろん、最終的にこれでよしというところはないものにとらえております。日々ずっと変更しながら、解明しながら取り組んでいかなければならないと考えております。

県内他市との比較でも、これにつきましても、本当に意識調査の項目を比較したというものでございますので、最終的には人権的な施策ですとか教育の内容とかそういったものを比較して、いいものを他市から取り入れるとか、そういったことは考えていかなければならないところではございますけれども、今のところは意識調査の項目を比較しているというものでございますので、その辺は、大変申し訳ありませんけれども、今後の課題ということにとらえさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(室橋委員)

具体的に申し上げますと、例えば、資料7の1ページ目を見ると明らかなのです。何が違ふ

のかとずっと思っていたのですけれども、例えば、横浜市の場合、横浜市の間4のところでは、新潟市の場合は人権侵害という、侵害という言葉で表記されているのです。横浜市の場合は差別という言葉が明確に使ってあります。突っ込み方の問題だと思うのです。切り込みをどうしていくかという考え方だと思いますから、そういった意味で、そこに少し懸念の差が出てくるのかなという感じが、正直言って思っております。そういったことが、ある意味では人権に関わる、せいぜい侵害ということくらいしか思っていられんということであると問題なのであって、差別をなくしていくというのがこの推進法の基本でございますから、私はそこまで突っ込んでいく必要があるような気がしています。それでお聞きしたのですけれども、その辺、どのようなお考えかお聞かせ願いたいと思います。

(事務局：武者室長)

この表記も検討、あれですけれども、後ほど、第1回目で平成18年度当初にこういった形で作ったというものの理由のようなものも、そのときの検討委員会のときに意見があったということも簡単に説明させていただきますので、そのときに併せて説明させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

(伊原委員)

今の室橋委員のご意見に関連するのですけれども、今日、資料7を初めて拝見しましたので浅い議論であれば申し訳ないのですけれども、先ほど室橋委員がおっしゃった、差別をされたと思ったことがありますかという形で、横浜市はかなり突っ込んでいるというご趣旨でした。私としては、先般、新潟市の人権を侵害されたことがありますか、広い聞き方をしていることはむしろ好ましいのかなと考えました。というのは、人権に関する問題というのは差別被差別の問題だけでなく、いろいろな、教育を受ける権利のこともあるでしょうし、幅広い概念を含むことですので、特にここの冒頭、人権全般という項目であるということで見ると、そういったことに限定することではなく、一般的に人権侵害、もちろん、アンケートを受ける側がイメージしやすいような表現、侵害という言葉を使うのかどうかを考えたほうがいいのかもありませんけれども、いったんは広くとらえるということは方向性としていいのかなと思っております。その中で、細かい項目として差別被差別の問題を入れるとか、教育の問題を入れるといったことは検討対象にしてもよろしいのではないかという意見です。質問というより意見でございます。

(田邊委員)

今、伊原委員の言葉の中から気がついたのですけれども、侵害とか差別といっても、無差別で選ばれた市民の皆さんがはたしてどこまで理解してもらえるか、言葉をもう少しかみ砕いて知らしめたほうがいいのかと思うのです。

(小林委員)

もし、私がこの質問をされたとしたら、侵害などという大げさなことは受けていないなと一瞬思ってしまうのです。しかし、細かいことを考えると、今は浮かびませんけれども、多分、差別や不当な行為を受けたというのはあるような気もするので、侵害と言われると、そこまで大げさなことはないと思って通り過ぎてしまう可能性は十分あると思います。

(事務局：武者室長)

今の、この資料7のところ、こちらの記載ですけれども、非常に細かく議論を進めていただいております。これは本当にこの比較、このようなものがあるという比較の部分でございます。新潟市の項目を例にしまして、そこにはないものを網掛けしたりということで記載しているものがございます。表記のしかたはまた細かく記載はあるのでしょうかけれども、縮めて分かりやすいように、このようなものですよというポイントのようなものを掲載したものでございます。これだけをとらえると少し誤解も出てくるかもしれませんが、これはまたうちのほうの、実際に平成18年度当時にやったもの、また、事務局案と少し照らし合わせながら見ていただいて、その次にご意見等も頂ければと考えております。

(事務局：佐藤課長)

個別的な具体的な項目もそこに行くところとありますので、その辺のところも見ていただいてから議論していただいたほうがいいかと思います。

(室橋委員)

視点で少し話ただけで、全体の仕切りのところだけですから申し訳ありません。

(相庭委員長)

最初の会議ですから、いろいろな意見を聞いておいたほうがいいと私は思います。今、室橋委員の意見と伊原委員の意見、あるいは小林委員の意見をお聞きしていて、差別か人権でないかという議論というのは、おそらく、堺市であるとか大阪市であるとか、部落解放運動をかなりがんばっているところは議論が立ちません。差別問題というのははっきり人権問題だということの裏打ちですから、差別の問題というのは新潟市や東北ブロックになってくると見えないのです。

例えば、今日も午前中に学生と話したばかりなのですけれども、お茶を飲みたくなりますよね。女性の方がたくさんいて、女の人にお茶を汲んでくださいと言うと、では、私が淹れますよと。それが幸せだと思っている女性も現実問題としているのです。そうすると、そうではなくて、なぜこの人がやらなければならないのかと思う人もいるわけです。そうすると、私が私の倫理観で立ったのだからいいではないかという理論が立つわけです。しかし、そのことによってどれくらいの社会教育効果を持つかということ、周りにいる男性たちは、いいことだ、やは

りそれが日本の伝統だと。だいたいお茶も汲めない女は、という話が出てくるわけです。そういうことを考えると、そこでお茶を汲むために女性が私は幸せだということが言えるのかどうかという議論なのです。それをこういうアンケート等を取っていくときに、まだ新潟の場合は幸せだと言う者が半分くらい、問題だと言う者が半分くらいいるような中で、人権とは何ですかと教育的に聞いていったほうがいいのか、それとも、具体的に差別を受けたと言ったほうがいいですかというのは、私たちや市の担当される方々が新潟の人権認識の現状、あるいはその認識の現状をどうとらえるのかということにも関わるのだらうと思います。

先ほど議論したけれども、山崎講師を中心に書かれていますよね。それで、苦労されたなど思うのは、最初にあなたは人権というものに関心を持っていますかと聞くわけです。そして、その次に何を聞くかということ、あなたは人権という言葉から何をイメージしますかと聞くのです。おもしろいのは、人権というのは何をイメージしますかと言って驚く意見は、法律と憲法だけで合わせて39パーセント出てくるわけです。私たちは日常生活の中で憲法に関心があるかということとほぼないわけです。しかし、こういうことを言われると出てくると。新潟市の多くの人たちの意見というのは、そのくらいぶれているということです。とても驚くのは、そのあとに出てくるのが、いじめはともかく福祉、それから報道機関ですから。イメージが、人権認識というのか、今後また考えていかなければならない課題が見えるような結果が出ています。多分、こういう結果を見たうえでどうやって推進していったらいいかというデータを取りたかったのだらうと私などは思っていました。

他市を比べるときもそうなのですけれども、例えば、名古屋市、堺市とか、あるいは横浜市、川崎市というものをしているときも、その市がどういう問題を抱えているかということきちんと押さえていかないと、この表現だけでは一概に言えない部分もあると思います。

ほかに何かございませんでしょうか。何でもいいですので、気がついたところから。いかがでしょうか。

書き方、表現のしかただけでいくつか気がついているので、事務局が作るときに検討していただきたいのですが、9ページになります。部落問題関係、同和問題関係を書いているところですが、新潟市と川崎市と横浜市と出てきているのですけれども、新潟市は、あなたは同和地区の存在や同和問題を知っていますかという聞き方をするのです。問15。それで、この次に、同じようなことは川崎市も聞いていて、横浜市を見てもらうのですけれども、日本の社会にと書いて、呼ばれるところがあるのを知っていますかということ横浜市と名古屋市は聞くのです。私の印象とすると、聞き方は横浜市のような聞き方のほうがいいのではないかという印象を持ちます。どうしてかということ、この聞き方をすると、自分の住んでいる地域にという限定をかけて取る方が出るのではないかという部分があるのです。関西と違って関東、特に北陸ブ

ロックの被差別部落というのは、部落問題が見えないのです。

もう少し面倒なのは、私は経験したのですが、新潟に来て学生諸君と議論しているときに、例えば、同和問題とか被差別部落というのは関西型をイメージするのです。10軒とか20軒とか、多ければ100軒200軒とかかなり大きいところ。そういうものをまず頭の中に念頭に置いて、それで自分たちのエリアを見ると、新潟の場合だとそれと違った形の被差別部落が存在するわけです。そうすると、そこは部落ではないという言い方になってしまうわけです。モデルを設けてそのモデルを当てはめていくと。新潟のほうは1軒、2軒ということもあるし、高齢化している場合もあります。そういう地域に住んでいる方々にこの問題をぶつけると、ないなという形になって、もうなくなって消えているなということを理解して、知っていますかと言われると、もうないということを前提につけていくということです。それよりももっと広く聞いてしまって、あなたは日本の社会にこういう問題があるのだと、分かりますか聞いたほうがいような気がします。それから、今でも出身者がうんぬんというのを聞いていったほうが文面としてはいいのかなと。少しそういう印象を受けました。もちろん、間違った答えは出ないだろうとは思いますが。

それから、子どもの人権についてですけれども、ここもいろいろな立場の先生方がいらっしゃるんで、もめる部分ではあるので、ご苦労された痕跡がよく見られるのですが、33ページです。例えば、子どもの人権について、子どもに対する人権侵害だと思いますかということについて、新潟市人権委員会市民意識調査 33 ページ、3 番目のところの子どもの人権の問9なのですけれども、まず一番上、あなたが子どもの人権が守られていないと思われるのはどのようなときですか、三つ以上つけてくださいと。おそらく、ここに出てくるのは全て選択肢だろうと思うのです。ネグレクトをはじめ子ども同士のいじめ、子どもの意見を無視して押しつけたりうんぬん。この中に学校の校則がないのです。子どもの意見表明権とか差別の禁止とか出てきているのだけれども、例えば、校則であるとか服装の自由という、ある意味基本的人権を成長させていく主要因であると私は見えています。そういうものに対する問いがないのです。そうすると、子どもたちの外の守りの部分というのはよく聞いているのですけれども、子どもが教育を受けて成長していく糧になっていくであろう生活基盤については問われていないのです。だから、もう少しこの辺を広く取ったほうがいいのかなと思います。

(小林委員)

この調査は、二十歳以上とおっしゃいましたよね。

(相庭委員長)

18歳です。

(小林委員)

18ですね。子どもにも聞くというような方向性はないのですか。子どもの人権というか、子どもがどのように考えているか、直接子どもに聞いたほうが一番いいと思うのですが、そういう機会は考えてもいいのではないのでしょうか。

(神林委員)

関連してですが、18歳以上となってしまうと、18歳以下の現状が、外から見た人のものは入ってくるけれども、客観的に見てこうではないかという回答は返ってきて、その中にいる人たちのものが出てこない。だったらどういう評価をしたらいいかというのは、また一からになって大変だとは思っています。そこはやはり抜けている部分なのかなという感じがします。

(事務局：武者室長)

先ほど話しましたように、少し専門的な部分、分野別という区別をいたしますと、子どもを担当する部署もありますし、教育委員会が子ども教育を進めているところですが、そういったところの専門性を持った意識調査とかアンケート調査といったものはやっているようには思います。

このたび、私どもがやろうとしているものは、人権教育・啓発の計画につきまして見直しを図るために、冒頭行った意識調査を同じような形態でやって、市民の意識を少し図らせていただきながら、その内容を取り入れながら計画の見直しをやりたいということを考えているものですから、例えば、ご高齢の方や障がい者の方、子どもですとか女性ですとか、その分野に特化した形のところをアンケート調査するというものではなくて、全体のサンプル的な調査ということで、今のところ考えております。

(小林委員)

一般市民の方々がどういうイメージでとらえているかということになるわけですね。

(事務局：武者室長)

はい。そういうことで、今のところとらえさせていただこうと考えております。

今、ご意見があったように、子どもの部分というのはどうなのだろうと、今、特にいじめの話とかそういうことについて、どういう救済のしかたがあるのだろうというところは、専門的な、申し訳ありません、教育委員会にかこつけるわけではないのですが、こども未来課といった子ども担当の部署もございますので、そちらのほうでそういったものを図りながら、また、分野別での専門性のある施策とか事業を進めていくというのは、もちろんやっているところでございます。それを全て入れ込むということはまた必要なのかもしれませんが、全体的なものの中でサンプルとして、もちろん18歳以上にはなるのですが、男性、女性、ご高齢の方という、子どもは外れるわけですが、その中からサンプル的なご意見を頂いてとりまとめたいというのが現状の考え方でございます。

(室橋委員)

調査の中身まで入っていますので、福祉の話なのですが、先ほどの子どものアンケートなのですけれども、少なくとも教育委員会の、例えば、学校の校長先生がお見えになっておりますけれども、各学校で1回2回、子どもから実際に調査をされている例もあるようなので、仮に我々が計画を作り直すときに、少なくとも我々はそうした調査結果なども参考にする必要があるのだらうと思います。あえてこの調査の中で入れ込むかどうかということではなくて、成果だけは我々はみんな吸収できるのではないかという気がしています。

もう一つは、福島です。新たな差別。学校現場、もちろん、大人の間でもうつる、うつらないというような発言が出るくらい、福島に対する差別が出てきています。それについての意識調査をやられる必要があるのかなという感じがしないでもないのですけれども、その辺り、どのように考えているのでしょうか。

(相庭委員長)

福島の件もどうなのでしょう。これは事務局の宿題になるかと思いますが、少し深刻な状態です。

ほかにはいかがでしょうか。こうしてくれるか、できるかどうかは別にして、お気づきの点をたくさん出してもらったほうがいいのではないのでしょうか。

(田邊委員)

インターネット関係、特に子どもの間で問題になっていると思うのですけれども、その中にも踏み込んでいってみてはいかがかと思います。

(相庭委員長)

インターネット関係はけっこう書きたい放題ですね。

(田邊委員)

子どもの相談や何かでインターネットの相談がとて多いのです。

(相庭委員長)

全体の調査項目というのは、次回出てくるのですか。

(事務局：武者室長)

はい。ここに添付しているところでございます。資料6です。このA4判の。

(相庭委員長)

これが、7、8。

すみません。これが案ですね。

(事務局：武者室長)

はい。このたび、事務局案としてまとめさせていただきました。少し補足させていただけま



すか。

資料6についてです。資料の説明を何もしないままにいろいろな意見を頂きまして、ありがたいと思っておりますが、資料6を少し補足させていただきます。

先ほど、相庭委員長からも山崎先生のお話がありましたけれども、平成18年当時、策定委員会のときに委員長をしていただいた新潟大学の先生でございます。その方からいろいろ揉んでいただいたという経緯がございます。当時、どのようにしてアンケートをすべきなのかということで、意見をいろいろ出されたところがございます。どうしても人権に関するアンケートということだと、今ですとそういったものを本当に頻繁に聞く話ですけれども、取っつきにくいのかなということで、できるだけ身近に感じるような内容にしたらいいのではないかと、表現のしかたもできるだけ柔らかい表現のしかたがいいのではないかとということで、まず、冒頭、そのような話が出たようでございます。それで、聞く内容も、横浜市の内容を持ってきて、それにならって作ったわけですけれども、それを若干かみ砕きながら柔らかいような表現の仕方をしようとか、回答しやすい表現の仕方をしようということを検討しながら、差別と侵害という言葉の違いもありますけれども、そのような中で進めていったということでございます。

あと、やはりアンケートというのは、すらすらと記述して20分くらいで回答できないと、飽きてしまってもうやめたというようなことになるとうろしくない、できるだけ回収率を上げるためにはどうなのだろうと、35問程度というのが冒頭の案でございました。最初の調査票は、意識調査の報告書の一番後ろのほうに、これが平成18年当時に行ったものそのものでございます。これが問35まであって15ページにわたるものでございますけれども、それがまずあったということでございます。これを今度は、うちのほうで人権教育・啓発に関する庁内推進会議というものがございます。18課で構成しておりますけれども、やはり、女性、子ども、障がい者、高齢者ですとか、あと、人事課ですとか、人権に関するような担当部署が入れ込んで18課で構成しておりますけれども、そちらのほうで事前に見ていただいて、意見を頂いて、そして若干手直し等をしたのが、この資料6の事務局案でございます。

比較すると分かるかと思っておりますけれども、資料6の13ページにインターネットということで、これについて質問を2項目足しております。先ほど田邊委員からもお話のあったところを痛感するところがございますので、その辺も入れていく必要があるだろうと。若干、文言が変わっているようなところもありますけれども、そのような形で事務局案を作らせていただいた次第でございます。できますればこちらに基づいて、また、委員長からも、少し構成自体がというお話も先ほどあったわけですけれども、こちらに基づいてご意見を頂ければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(相庭委員長)

あと、簡単な説明で、資料7、8もついでに若干入れておいてもらえますか。そのほうが議論しやすいので、お願いします。

(事務局：武者室長)

資料7が政令指定都市の比較でございますけれども、これで全てというわけではございません。大変申し訳ありません。書ける範囲で項目を圧縮しながら、左側が新潟市の項目で、問1からずっと並んでいるのですけれども、似通ったものは並べて書いてありますし、新潟市にはないというものは網掛けで分かるようにしているものでございます。その辺からも、その部分を取り入れたほうがいいのではないかというご意見とか、代わりに入れ替えたほうがいいのではないかとか、そういうご意見を頂ければというものでございます。

資料8につきましては、県内他市、これも長岡市、上越市、新発田市の3市を載せておりますけれども、この3市だけではございません。主だったものということで、ここは上げさせていただいているものでございますので、取り違えのないようによろしくお願いいたします。記載の内容は一緒でございます。左側のほうに新潟市を問1からずっと並べてあって、似たようなものは並列にしておりますし、新潟市には記載がないというものは網掛けにして分かるようにしているというものでございます。その辺を参考にしてお願いしたいと思っております。

(相庭委員長)

ありがとうございました。

スタートからいろいろなご意見を頂きました。委員の先生方も見る点が分かっているようです。早速ですが、先ほどの資料6、事務局案が出てきておりますので、よく見ながらご質問、ご意見等を取っていきたいと思っております。

それで、いくつか事務局に確認を入れたいことがあります。よろしいでしょうか。一つは、先ほどの新潟市の人権意識調査に関する報告書と基本的には同じ形で経年変化を取ると。分かりました。そうすると、あまり大きく入れ込んだり差し替えたりするということは好ましくないというお考えですか。

(事務局：武者室長)

今のところ、そのように考えております。

(事務局)

事務局的には経年変化を見たいという部分がどうしてもありまして、できればあまりがらっと変更しては比較のしようがないと考えています。

(相庭委員長)

政策的な対応がどのくらい成果を上げたかということをとらえる、非常に大事だということですね。分かりました。

(高橋委員)

私も質問したり意見を言うポイントといたしますか、その確認なのですが、先ほどあまりにいろいろな意見がいろいろなところから出てきたので、何について話せばいいのかと戸惑っていたのですが、このA3判の縦と横の資料は、前回やったものについての集約ですよ。そして、今回は資料6を作成されたということですよ。

(事務局：武者室長)

そうです。事務局案としてたたき台として事務局としてお示ししたと。

(高橋委員)

ですから、直接私たちが意見を申し上げたほうがいいのは、この資料6が中心になるということですよ。

(事務局：武者室長)

そういうことです。

(高橋委員)

それで、先ほどインターネットについてのご意見が出て、確かに、前はインターネットについては触れられていないわけです。事務局として資料6、今回行われるものについて、前回は特に違っている点を確認しておきたいのですが、お話しいただけますでしょうか。

(事務局：武者室長)

冒頭、説明すればよかったのですが、話が進んでいるもので、説明が遅くなりました。項目からですが、違っているところを読み上げますので、よろしく願いいたします。

資料6の2ページをごらんください。表になっております、だれからということで、一番右側から友人、恋人、家族、親せきとなって、次が親という、親だけが前回の記載でございました。そこに子を入れさせていただきました。

次に、3ページ目、問6の5番の項目です。障がい者の「害」をひらがな表記にさせていただいております。これは平成20年当初、こちらの計画を作るに当たって、新潟市において法律的な固有名詞以外は「害」についてはひらがなで表記しようということで、平成18年当時は漢字でございましたが、このたびはひらがな表記ということでございます。同じく11番で、新潟水俣病患者等です。ここも変えさせていただきました。以前は「新潟水俣病被害者等」という表記でございましたけれども、このたびは「新潟水俣病患者等」ということで変えさせていただきました。

続きまして、飛んで7ページでございます。冒頭、5のところの、これも漢字の「害」という文字をひらがなに直したというところでございます。5番の冒頭のタイトルのところが障がい者のひらがな、問13番、あなたは障がい。どのようなことがというものをどのような点で障

がい者ということで、変えてあります。13番の7番、8番につきましてもひらがな表記にさせていただきます。14番につきましても各所でひらがな表記にさせていただきます。14番の2番で、平成18年当時は「障害者のための救済策を充実する」という設問でしたけれども、このたびは「障がい者のための福祉施策を充実する」ということで変更しております。

続いて10ページです。問22の9番ですけれども、そこに新しく、生活に必要な情報、制度の仕組みについての情報提供が不十分であることという項目を追加いたしました。問23番の2番目です。以前は外国籍住民のための救済策を「充実する」という表記でしたけれども、「充実させる」。同様に、6番のところも「充実させる」ということで変更いたしました。

次に12ページです。10番の問28です。こちら水俣病の関係でございますけれども、水俣病患者。これも以前は「被害者等」でございましたけれども、「水俣病患者」ということで変更いたしました。1番と4番のところに、家族も含むという設問ですので、「等」ということで入れました。

13ページの問29です。こちらの設問ですが、あなたは新潟水俣病、こちら「患者等」。これも以前は「被害者等」という設問でしたけれども、患者に変更いたしました。その中の7番でございます。水俣病患者ということで変更いたしました。

次の11番、インターネットを巡る人権問題についてお尋ねしますというのが、30番、31番は新しく入れ込んだ項目です。おのずと以前の項目見出し11番が12番に変更になったということでございます。

(相庭委員長)

ありがとうございました。

基本的には文字の変更と親子という対象の変更とインターネットですね。

今、事務局からご説明がございましたが、通してですけれども、このような形でいかがでしょうか。

(室橋委員)

説明を加えていただきたい点が一つあります。新潟水俣病の、前は被害者というものを患者と。その理由を説明していただけますか。

(事務局：武者室長)

新潟水俣病の担当部署から、変更してくれということでございました。こちらは県条例で新潟水俣病地域福祉推進条例というものがございます。その中に、定義として、水俣病患者とはという定義があるものですから、そちらと合わせるという意味で、以前は新潟水俣病被害者という表記をしていたのですけれども、このたびは患者ということで変更したいということでございます。少し不足の部分もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

(伊原委員)

あまり本質的な質問ではないかもしれないのですが、問 14 の 2 番で、障がい者のための、元々救済策だったものを福祉施策を充実するに変更されたということを受けて、似たような項目が問 12 の高齢者のことと外国籍住民のところで、それぞれ救済策を充実するとなっているのですが、何か使い分けのときに意味がおありなのですか。こちらも福祉施策を充実するでもむしろいいのではないかと思ったのですが、もし意図があればお教えいただきたいと思います。

(事務局：武者室長)

ここまで担当部署からの指摘もなかったものですから、たまたま、大変申し訳ございません、その辺の状況は確認しておりません。問 10 につきましては、やはり救済策という、福祉の場合は、例えば、自立支援ですとかそういう動きが強くなっているところがございますので、それに関する支援を含めた福祉施策ということで変更したいということでございます。ほかの部分につきましては、大変申し訳ありませんが見落としもあるかと思っておりますけれども、具体的にいうと福祉政策的なものもそういったものもあまり実際に市のほうでやっているかどうか、どちらかというと救済的な、民間団体もおられるので、救済という言葉を使ったほうがいいのかどうかですけれども、そこは確認しておりません。申し訳ありません。後ほど。

(伊原委員)

おそらく、単純なあれかなと思うのですがけれども、どちらかといえば、今回、障がい者のほうを修正されたように福祉施策のほうが広い意味で適切なのかなと思っております。高齢者のほうですとか外国籍のほうも福祉施策というように改めるのがおそらくいいのではないかという意見を申し述べます。同じところで、外国籍のほうに「充実させるとする」という、ほかの部分は「充実する」だったりするので、その辺の用語の統一とか、細かい点ですが、気になりました。

(事務局：武者室長)

そうですね。

(相庭委員長)

選択肢なので、同じであったほうがいいわけですね。片方は救済策で片方は福祉策で、ここはちょっと。

(伊原委員)

おそらくまだたたき台の段階ですから、多少、表記の揺れがおありなのだろうとは思っていますので。

(事務局：佐藤課長)

そう言っていただくとありがたいです。

(事務局：武者室長)

おそらく、福祉と障がいの方は多分理由がけっこうたくさん、それなりに持っているか、担当部署に直してほしいと言ったけれどもよそは前回とそれほど変わらないという部分もあるのかなと。部署ごとでメニューを持っているというものがあるのかもしれませんが、その辺はまた確認したいと思います。

(相庭委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(室橋委員)

9番のホームレスの関係で、最初に調査した時点ではホームレスの方がたくさんいて、かなり社会問題になったところかなと思っています。民間の住宅と連携しながら施策が進んでいて、当時に比べればかなり数は減っているという状況の中で、これをどうとらえるかなのです。前回との整合性で入れるとすれば、どのような聞き方ないし我々がどのようにそれを含めながら入れるかという、構えのようなものが必要なかなと思っています。

同和問題について、いろいろ委員長から上がっていて、新潟市内にはわりと、私も最近見てよく分かるのですが、道路だとか都市基盤だとか、そういったものが著しくほかと異なるという状況がそう大きく見当たらなかつたりしてはいるのですが、我々教育の中には、かなり小さくなっているのだらうと思います。ただ、戸籍やいろいろなところに記録として残されています。また、新潟は全国から人が集まってくる場所ですから、全国の被差別部落出身者も当然大勢いるわけです。大勢暮らしている中での状況だということを理解したうえでスタートしなければならないのだらうと思いますので、一応、意見ということで。

(田邊委員)

よろしいですか。問13の障がい者のことなのですが、これは全部集約されているとは思いますが、特に精神障がい者の関係が少し特殊ではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

(事務局：武者室長)

精神障がい者の。もう一度すみません。

(田邊委員)

5の障がい者の人権に関する問題についてお尋ねしますの中の、障がい者の中に集約されているとは思いますが、精神病患者、知的障がい者という方々は別に考えなければならない部分が出てくるのではないかと思います。

(事務局：武者室長)

要するに、別に設問、分けてということですか。

(田邊委員)

分けてというか、この設問の1から14までありますが、その中に組み入れたらどうかと。というのは、人権相談を受けていまして、精神障がい者、知的障がい者からのとても悲痛な叫びがあるのです。それに対応するために、どのようにしたらいいのかということです。そう考えたのですが、おかしいでしょうか。

(事務局：武者室長)

障がいもいろいろあって、ひとくくりでいいのかという投げかけですよ。

(田邊委員)

はい。

(事務局：武者室長)

その辺のところもまた少し。

(田邊委員)

いろいろな障がいがあるので、心身ともにあるので、そこまで言うと細かすぎるかもしれないのですが。

(小林委員)

私も本当は分けてあったほうがいいと思うのですがけれども、3障がいも政策などが一緒になっていますよね。だから、そういうところは何か逆行しているなど感じているのですがけれども。国の施策で一緒になっているからそのようにひとくくりにしてそのようにするのだとは、今、理解できたのですがけれども、そう言われれば、本来は少し違うのですがけれども。

(田邊委員)

少し細かすぎたでしょうか。

(事務局：武者室長)

どこまで分けるかというのはなかなか難しいと思います。確かに、3障がい一緒にしてくださいというご要望などもあります。ただ、個別を見ると、それぞれのケースの声に耳を傾けてくださいというご意見が、やはり、聞くとあるので、その辺をどうするかというと、なかなか、今考えてもお答えができないのですがけれども、少し検討ということで。

(相庭委員長)

少し難しい問題ですね。

(事務局：武者室長)

そうですね。なかなか難しいです。

(室橋委員)

その関連なのでありますが、多分、同じような思いでお話をされているのだらうと思うので

すけれども、例えば、アスペルガーとか、いわゆる発達障がいを含めて、今、障がいの範囲が広がっているものですから、私などもそのところに入るのだと思いますけれども、つまり、通常の生活をしているのです。今までは人権侵害されない立場にいた人も含めて、その範囲が広がっているものですから、高齢者といったらほとんど、私などはもう何年かしたらそちらに入ってしまうから、ほとんど入ってしまうわけです。どこまでが福祉の対象で、どこまでがこうした問題としてとらえなければならない範ちゅうなのかというようなところの線引きはとても難しいものですから、平成19年にやった調査との整合性をつけるか、お互いに意見を交換して一定のところを作らないとできないのではないかと、確かに思います。

(事務局：武者室長)

ご意見は本当によく分かります。

(相庭委員長)

そこは実は難しいのです。主観的に、障がいという概念が、人間は存在しているのですが、それを見ている人がここまで、あそこまで、線をつけるのは、何というか学者が強制しているとか、考え方一つで動くところがあります。だから、線の引き方というのは大変。

(事務局：武者室長)

結局、それぞれ設問、投げかけをしてもその方によって受け取るイメージが全く違うので、なかなか。

(相庭委員長)

差別の問題から見ると、けっこうすっきりするのです。その人が何かこれをしたということに対して、その障がい、あなたはこういうことで具合が悪いからということを使う、それを条件にさせないというように、明らかに不当にさせないとやったときにはストレートに出るからこの問題はすっきりするのですけれども、仕分けという対象みたいな形で、あるモデルを決めて、そのモデルの中にボールを放り込むようにあなたはこっち、あなたはこっちいうようになってくると、それはばらばらになるのです。行為主体、行為をする人間その人の自己実現にとって障がいというのは何なのかということのを問うていったほうが話は分かりやすいと思います。

よく出てくるけれども、五体不満足などの乙武さんという方がいらっしゃるではないですか。彼に取ってみると、別に障がいでも何でもないので。あの形が自分のファッションでありモデルであり自己実現でもあり。だから、あなたは障がいを持っているかという、どこが障がいなのかと。一時、賞か何かもらったときに、スマイルか何かの賞だったでしょう。それに呼ばれていたら、私はてっきりベストドレッサー賞をもらうのかと思ったと言ったら周りが凍り付いたわけです。それ自体が、乙武さんは全然なのに周りがそれを差別しているという



ことがはっきりしたわけですが、差別の問題から見るとけっこうすっきりします。こちら側がかけていくときにどうするのだとなると、これはこれでぐにやぐにやとなってしまう。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど出た小学生の件ですけれども、子どもの人権に関するお尋ねですが、問9と10を見ると、問10は、校則や規則を緩やかにするというものが出てくる部分があるわけです。7番です。それが一方ありながら、上には校則や規則というものが人権を侵害しているのだという選択肢はないのです。普通は、校則や規則が人権を侵害しているのであれば、あるのだという認識があるならば、まだ対応するはずなのです。だから、もしかすると問9と問10のところは対応関係を見たほうがいいのかと感じます。あまりたくさんいじると、またわけが分からなくなってしまうから、いじれる範囲内で対応関係を見たらいかがかと思います。

(事務局：武者室長)

問いかけのアンサー。全部対のほうがいいものですか。

(相庭委員長)

そこはまだあまり。例えば、児童買春、児童ポルノなどというのが人権、そうすると何が当たるのかと見るわけです。子どものための相談支援体制を充実するという、確かにそれもありますけれども、自分は親から売り払われたから何とかしてくれという相談が出ればそれはそれで対応する可能性もあるかもしれません。あまりにも親のしつけや体罰が厳しいからといって子どもが相談に来るのかという。せつかく9と10があるのに別個のアンケートのようなイメージがあって。言ってしまうと、また3番をかなり動かさなければならないので。

(事務局：武者室長)

そう言われるとほかの設問もだんだん気になって。

(相庭委員長)

そうなのです。だからずっと我慢していたのです。

(事務局：武者室長)

全部あれになってくると收拾がつかなくなってくる。

(相庭委員長)

そうなのです。だから我慢していたのですけれども、ここは気にしないで聞いてほしいのですけれども、少し気になったところです。

今、問題になっているところ、教師が体罰を伝統とかという、マスコミ等でかなり問題になっているところは対応しているので、問題ないとは思うのですけれども。

時間が迫っていますが、これについてはまだ審議しますか。

(事務局：武者室長)

そうですね。

(相庭委員長)

次回はどうなっていましたか。

(事務局：武者室長)

いろいろなご意見を頂いているようですので、また次回、日程を決めさせていただくのと併せて、例えば宿題形式というのも変ですけども、何かご意見があったら事務局にお寄せいただいて、次回、とりまとめたものをまたお示ししてお諮りいただくとか、そのような形を取らせていただければと思います。

(相庭委員長)

9月。そういうことですね、分かりました。では、そのようにしたいと思います。

時間が近づいてきたので、そろそろ打ち切らなければなりません、年間スケジュールで、まず、第2回目の日程調整でしたか、それをする時間、その他のほうが先ですね。では、まず、第2回の項目で決定しますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他のところをよろしく願います。

(事務局：武者室長)

資料説明の前にいろいろなご意見を頂きまして、大変ありがとうございました。また皆様方からいろいろなご意見を頂いて、調整しきれない部分もあろうかと思っておりますけれども、その辺のところは少し事務局とキャッチボールさせていただければ、また次回のこういった回がまたうまいところへ進むのではなかろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初回は、本日につきましては誠に勝手ながら決めさせていただいて、一人の欠席もなく集まっていたいただいて、ご協力いただきましてありがとうございました。次回は、この場で日程を図らせていただいて決めさせていただければと思っております。

(相庭委員長)

ここで決めるのですね。

(事務局：武者室長)

はい。9月の、議会も始まるものですから、できましたら9月の4日前にいただけるか、または9月の19、20日ごろとか、そういった辺り、皆様方のご都合がどうかと思ひまして、その辺りでうまく日程調整をお図りいただければと思います。

## 【 日程調整 】

(事務局：武者室長)

9月24日火曜日の午後3時からということでお願いいたします。

また、何かありましたら、小さいことでもお気づきの点がありましたら、資料6をたたき台にして、いろいろなご意見を頂き、とりまとめさせていただければと思います。

皆さんのご意見が見えるようにして、事前に資料をお送りして、次回委員会の当日を迎えるということで思っておりますので、ご意見は、8月31日までにご意見を事務局に頂くということで、お願いいたします。

(相庭委員長)

何かほかにございますか。

(高橋委員)

では、会議とは別に、余談ですが。

先ほど、子どもたちの人権についての話がありました。各学校で教育委員会の学校支援課が主体となって、子ども向けの生活アンケートという形で実施しております。大体各学校、年に二度くらいは実施していると思います。どの学校も、おそらくはそれを基に個別の面談を担当としながら、子どもの心のケアをしたり、あるいは、少し大きな問題ですと学年主任、管理職などが入って解決していくという生活調べアンケートと、最近少しはやってきている、はやってきているという言い方は変ですけども、QUというアンケートがあるのです。学級集団がどのような集団として成り立っているか、満足しているとか非満足というか、そういうものに関する調査もここ数年ほぼ全ての学校でやられているのではないかと考えております。

支援課が社会性、自立性を高める学校教育ということで、かなり、人権を含めて生徒指導関係では力を入れております。特に今年度はさまざまな大学の先生とか、文部科学省のそれなりの先進的なご意見を持つ方の講演会を、管理職対象、生活指導主任対象、研究主任対象、教員対象ということで、年に10回くらいは計画していたりするので、平成24年度までとは全く違う大きな動きが入ってきているところです。

(神林委員)

18歳以下の人たちもそうですし、例えば、語れない障がいを持っている方々のものですか、そういったものが、アンケートではなくて、情報を集めて、私たちもそれをそうやってやっていくのがいいのではないかと思います。

(事務局：佐藤課長)

そうですね。バックデータとしてほしいですね。

(事務局：武者室長)

担当部署からそういった調査もやっておられるということ、おそらくそういった方々もやっていると思いますので、そういったものを情報共有しながら、また皆様にお示ししながら、次の展開ということで、来年度ということになろうかと思います。それでよろしいでしょうか。意識調査までは間に合わないかと、お許してください。

(相庭委員長)

では、ほかにないようでしたら、閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。今日は、どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。